

隠岐保健所管内における食中毒の発生について

1 概要

9月1日、隠岐郡内の医療機関から隠岐保健所に「隠岐郡内の飲食店を利用した者が胃腸炎症状を呈した」旨の連絡がありました。

同保健所が調査したところ、8月31日に隠岐郡内の飲食店「海遊園 鶴丸」を利用した4グループ13名が下痢、嘔気等の症状を呈していることが判明しました。

隠岐保健所は、患者の喫食状況及び発症状況から、同施設を原因とする食中毒と断定し、9月3日から4日間の営業停止処分としました。

なお、患者に入院した者はなく、全員が快方に向かっています。

2 患者 13名（松江市4名、広島市4名、隠岐郡3名、福岡県2名）

性別／年代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	合計
男性	0	1	5	3	1	10
女性	1	1	0	0	1	3
合計	1	2	5	3	2	13

【発症状況】

- 発症期間 8月31日 22:00 ～ 9月1日 7:30
- 主な症状 下痢、嘔気、嘔吐、発熱、倦怠感等

3 原因施設

屋号：海遊園 鶴丸

営業者：つる丸汽船観光 有限会社 代表取締役 竹谷 克則

所在地：隠岐郡西ノ島町大字美田 771-1

業種：飲食店営業（一般食堂、旅館・ホテル、仕出し屋、弁当・そうざい）

4 原因食品 「海遊園 鶴丸」が8月31日に提供した食事

5 病因物質 調査中

6 行政処分 9月3日から9月6日まで営業停止（4日間）

7 県民の皆様へ

【食中毒予防】

- ・調理を行う前には石けんと流水で十分に手を洗いましょう。
- ・調理にあたっては、十分に加熱しましょう。
- ・嘔吐、下痢等の症状がある場合は、調理を控えましょう。
- ・食品は冷蔵庫等で低温で保存しましょう。

【県内（松江市を除く）の食中毒発生状況】

	発生件数（件）	患者数（人）
令和4年（1～12月）	10	30
令和5年（本件を含む）	10	40